

政令第三十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項、第六十条第十一項及び第六十二条、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十及び第二百五十二条の十八第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第七条第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三十六条第二項、第四十四条第二項、第七十条の二第一項及び第七十条の三第一項、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）第十七条並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）第六条の二第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「の委員」を「の教育長及び委員」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条―第二十二條」を「第十九条―第二十一條」に、「第二十三条・第二十四條」を「第二十二條・第二十三條」に、「第二十五條」を「第二十四條」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 教育委員会の教育長及び委員

第三条第一項中「、教育委員会の」の下に「教育長又は」を、「とあるのは」の下に「教育長又は」を加え、同項の表第九十一条第一項の項中「教育委員会の」の下に「教育長又は」を加え、同表第九十二条第一項及び第二項の項及び第九十六条第一項の項中「委員」を「教育長若しくは委員」に改め、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改める。

第四条第一項及び第五条中「第十九条第四項後段」を「第十八条第四項後段」に改める。

第十一条中「、法第二十三条」を「、法第二十一条」に改め、同条ただし書中「第二十四條の二第一項

」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第十二条中「のうち法第二十三条」を「のうち法第二十一条」に改め、同条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十三条中「第十四条の二」を「第十五条」に改め、同条ただし書中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

第十四条の見出し中「教育組合の」の下に「教育長及び」を加え、同条第一項中「教育委員会の」の下に「教育長及び」を、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五条を削る。

第十四条の二（見出しを含む。）中「委員の」を「教育長又は委員の」に改め、同条を第十五条とする。

第十六条第二項中「第二十四条」を「第二十三条」に改める。

第十九条を削る。

第十八条の見出し中「最初の」の下に「教育長及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項

」を「第一項の規定により選任された教育長及び前項」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四条」を「第四条第二項、第四項及び第五項」に、「地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）」を「市町村長職務執行者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市町村の設置があつた場合においては、法第四条第一項及び第四項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第一条の二の規定による市町村の長の職務を行う者（次項において「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の教育長であつた者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い教育長の職を失うこととなつたものうちから、当該市町村の教育委員会の教育長を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者がいないときは、教育長を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「五人」を「四人」に、「二人」を「一人」に、「六人」を「五人」に改め、「又は三人以上とする場合」を削り、「年数とする」を「年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定

数を三人とする場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を二人とする場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする」に改め、第五章中同条を第十八条とし、第十六条の二を第十七条とする。

第二十条中「第四条」を「第四条（第一項を除く。）」に、「第十七条」を「第十八条」に改める。
第二十一条を削る。

第二十二条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第二十一条とし、第七章中第二十三条を第二十三条とする。

第二十四条中「行なわれた」を「行われた」に、「従前」を「従前」に改め、同条を第二十三条とし、第八章中第二十五条を第二十四条とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十、第七百七十四条の二十一第一項及び第七百七十四条の二十二第一項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

第七百七十四条の二十三第一項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、同条第三項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第七百七十四条の五十第一項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第七百七十四条の五十第二項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第四号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第七百七十四条の五十第三項第十九号中「第十七号及び第十八号」を「第十八号及び第十九号」に改める。
第七百七十四条の五十五第三項中「第七百七十四条の五十第一項第二十号」を「第七百七十四条の五十第一項第二十三号」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十六条第一項に規定する教育長」を削る。

第二十三条第一項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。」を削る。

第二十三条の七及び第二十三条の八中「(同項に規定する教育長である組合員については、一)」を削る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)の一部

を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改める。

(昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の四中「のうち」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の」を加える。

(沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第六条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「第四条第二項第二号」を「第四条第三項第二号」に改める。

（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正）

第七条 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第八条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十九条第四項後段」を「第十八条第四項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則

第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(次項において「新令」という。)第一章、第二章、第十四条及び第十五条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(以下この条において「旧令」という。)第一章、第二章及び第十四条から第十五条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第十五条中「第二十三条」とあるのは、「第二十一条」とする。

2 市町村の設置があつた場合において、当該新たに設置された市町村の設置に伴い旧教育長(改正法附則第二条第一項の規定により在職するものとされた改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。)の職を失うこととなった者が在職していた市町村については、新令第二十一条の規定は適用せず、旧令第二十二条の規定は、なおその効力を有する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第百七

十四条の二十、第七百七十四条の二十一第一項、第七百七十四条の二十二第一項並びに第七百七十四条の二十三第一項及び第三項の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令第七百七十四条の二十、第七百七十四条の二十一第一項、第七百七十四条の二十二第一項並びに第七百七十四条の二十三第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正法附則第二条第一項の場合においては、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第十八条、第二十三条第一項、第二十三条の七及び第二十三条の八の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第十八条、第二十三条第一項、第二十三条の七及び第二十三条の八の規定は、なおその効力を有する。

(指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令(昭和三十五年政令第五十四号)の一部を次のように改正す

る。

第九条第一項及び第十条中「第十七号及び第十八号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第六条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（地方自治法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十四条の二第二項の改正規定中「第十四条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市町村の設置があつた場合における最初の教育長の選任等について定める等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。